

教育・保育給付認定申請及び施設等利用調整申込に関する確認票

以下の確認項目をよくお読みいただき、内容をご確認の上、各項目のチェック欄口にチェックし、ご署名をお願いします。

確認項目		チェック
申請	施設等利用調整申込（保育申込）の有効期限は年度内です。	<input type="checkbox"/>
	虚偽の申請をした場合は、入所の決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
	申請後、ご家庭の状況（就労状況等）に変更があった場合は、必ずご連絡ください。 ※ご連絡がなく変更が判明した場合、入所決定を取り消す場合があります。	<input type="checkbox"/>
	提出書類の不明な点について、職場や保護者に連絡させていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
	入所希望施設を変更する場合、変更希望月の申込締切日までに来庁し、『施設等利用調整変更申込書』を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	申請後、入所の意思がなくなったときは、速やかに『保育所入所申込取消届』を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	入所希望施設については必ず見学や保育方針の確認をしてください。特に公立保育所以外の保育施設は施設によって保育目標が異なり、保育料以外に実費・上乗せ徴収を行っている場合があります。（私立保育園…制服、教材費、保護者会費等。認定こども園…制服、教材費のほか3歳児以上の入所時に入園準備金等〈施設により5～15万円程度〉） 見学の予約等は、各施設にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
	出産の予定がある場合、『母子健康手帳の表紙と出産予定日を記録するページ（妊婦自身の記録（1））』の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>
利用調整	就労の事由のうち、役員、自営業主、自営業専従者、家族専従者、内職、業務委託のいずれかで申請し、就労証明書をご自身又はご家族などが記載する場合、別途証明書（営業許可証、開業届、契約・受注書類の写し等）の提出が必要です。書類の提出がない場合、保育必要性の認定基準表の「就労」に該当しません。	<input type="checkbox"/>
	利用調整は希望月の申込締切日までに提出された書類を基に行います。それ以降の提出については、次回の利用調整の審査対象となります。	<input type="checkbox"/>
	結果の通知は4月申込分については、概ね2月中に郵送します。5月以降の申請の結果については、利用希望月の前月20日頃に郵送します。	<input type="checkbox"/>
	みさとしらゆり保育園、わせだっこ中央保育園、小規模保育事業及び事業所内保育事業は、2歳児クラスまでの施設です。3歳児クラスからは他の施設に転園の希望を出していただき、再び利用調整を行います。	<input type="checkbox"/>
	入所内定後、保育施設で説明会を行いますので、必ず参加してください。	<input type="checkbox"/>
	入所選考の方法及び指数が同点となった場合の判断基準によって、入所の承諾・不承諾の審査をしていることを理解しました。	<input type="checkbox"/>
	市が保育の必要性が高いと判断した方から順番に利用調整を行うことを理解しました。	<input type="checkbox"/>
	入所決定後、入所を辞退した場合は、申請自体が取消となります。利用調整に係りたい場合は、再度申請が必要となります。また、年度内に再度申請をした場合は、減点した上での選考となります。	<input type="checkbox"/>

確認項目		チェック	
保育施設入所後	入所後、保育施設での集団生活に慣れるために1週間程度の「慣れ保育」があります。	<input type="checkbox"/>	
	支給認定の認定期間を超えて、施設を利用することはできません。	<input type="checkbox"/>	
	下記の認定事由ごとに、支給認定期間が限られています。	<input type="checkbox"/>	
	保護者の認定	在園可能な期間	在園継続の方法
	妊娠・出産	出産予定日の属する月の2か月前の初日から出産日の8週間後の翌日の属する月の末日まで	在園可能な期間後は退所となり、支給認定の変更及び継続利用はできません。
	求職活動	3か月間	入所から3か月以内に実働月64時間以上であることが確認できる『就労証明書』及び『支給認定変更申請書』を提出する。
	就労内定	3か月間	入所から3か月以内に実働月64時間以上であることが確認できる『就労証明書』及び『支給認定変更申請書』を提出する。
	育児休業中に入所	1か月間	入所月の翌月1日までに育児休業取得証明書の発行を受けた職場に復職し、『復職証明書』を提出する。
	求職活動中又は就労内定の事由で入所した後、就労を開始した場合、勤務実績確認のため、2か月分の給与明細書の写しを提出してください。		<input type="checkbox"/>
	児童の疾病もしくは里帰り出産以外の理由で月初から月末までの1か月間、保育施設の利用がない場合は退所となります。		<input type="checkbox"/>
すでに上のお子さんが入所している方で、下のお子さんに係る育児休業を取得している場合、上のお子さんに対する育児休業での支給認定期間は、下のお子さんが2歳になった日の属する年度末までとなります。(4月1日までに復職ができない場合、上のお子さんは退所となります)		<input type="checkbox"/>	
入所後、三郷市外に転出した場合、継続して通園できない場合があります。		<input type="checkbox"/>	
保育料	保育料は1か月単位でご納付いただきます。納期限までに必ず納付してください。月の途中で退園しても、月の10日までは半額、11日以降は全額の保育料がかかります。	<input type="checkbox"/>	
	児童扶養義務者の市区町村民税が確認できない場合(住民税の申告をしていない場合、転入者で住民税課税証明書等が未提出の場合等)、保育料は最高額で決定します。申告後又は課税証明書等提出後、確認できた課税額を基に保育料を再決定します。	<input type="checkbox"/>	
	保育料の滞納がある方は必ず納付を済ませてください。滞納がある場合、利用調整の際に不利になります。	<input type="checkbox"/>	
	【令和5年1月2日以降に転入されてきた方のみ】 令和5年1月1日時点でお住まいだった市区町村名をご記載ください。	市区町村名 _____	

保護者署名欄	本確認票の記載事項を理解し、同意しました。
	_____年 _____月 _____日
	保護者氏名 _____